令和6年度 木更津市立鎌足小学校 いじめ防止対策基本方針

1 鎌足小学校のいじめ防止に関する基本理念

いじめは子供たちの未来を奪い取る、決して許されない行為です。

また、どの学校でも、どの子供にも起こりうるものであり、防止と発見、また、起こってしまった場合の解消に対して、最大限の努力を続けなければなりません。

鎌足小学校では、「いじめ防止対策推進法」を遵守します。そして、この法の精神に則り、子供たちの安全の確保、及び、いじめの防止・発見・解消に全職員で取り組んでいきます。

鎌足小学校の教育目標である「知・徳・体を、ともに学びあい、きたえあう児童の育成」 に努めることで、いじめと向かい合い、決して許さない学校を目指します。

2 いじめの定義

いじめについては、いじめ対策推進法に、以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(第二条)

また、具体的には、以下の8つの項目が示されています。

- (1) 冷やかしやからかい・悪口や脅し文句・嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれや集団による無視をされる。
- (3)軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7)嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことをされる。 〔文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査より〕

鎌足小学校では上記の8項目はもちろん、その他のことにおいても、児童本人が「つらい・苦しい」と感じていることについて、いじめの可能性を考えて対応していきます。 ※新型コロナウイルス感染症の予防に向けてのマスクの着用やワクチン接種等についても 個人の判断が尊重されるものであり、偏見やいじめにつながらないよう、対応していき ます。

3 学校いじめ対策組織について

鎌足小学校では、学校いじめ対策組織について、以下のように定めます。

名称 いじめ対策委員会

構成 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、低・高学年主任、該当学級担任 ※対応事例によって、学校区のスクールカウンセラー、外部専門機関(市教育委 員会、まなび支援センター、警察等関係機関)の職員が加わります。

役割 学校におけるいじめの防止・早期発見・早期対応等を組織的に行う。

いじめに関する相談窓口 連絡先:0438-52-2004(担当 教頭)

4 いじめの未然防止について

いじめを発生させない学校づくりのためには、児童一人一人の「やさしい心」をより大きく育む必要があります。その心を育むべき教職員の不適切な言動や体罰は、いじめの発生を助長するものであって決して許されることではありません。

鎌足小学校では、それらの行為の撲滅と同時に、児童間における相手を傷つける言動・暴力的な言動をなくすために、全職員・全児童が一丸となって取り組みます。また、「やさしい心」の源となる「自己肯定感」を全ての児童が持てるよう、以下のことを実践します。

- (1) 児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与える等 の取組を重視した「わかる授業」の展開
- (2) 千葉県いのちを大切にするキャンペーンと連動した、全学年でいじめについて考える道徳教育・学級活動の実践
- (3) 児童会活動を中心とした全校によるいじめ撲滅運動等の実施

5 いじめの早期発見について

いじめはどの学校でも、どの子にも起こる可能性があります。早期発見のために、鎌足小学校では以下の取組を実施します。

(1)「生活アンケート」の実施(毎学期)

※学校生活全般に関するアンケートですが、いじめについても調査します。

(2)教育相談週間の設定(学級担任による2者面談の毎学期実施)

※担任以外の職員と面談を希望する場合も対応します。

(3) 家庭訪問や保護者面談時の保護者の方への聞き取り調査

※いじめについて心配なことがないか確認します。

※この時期に限らず、相談については上記「いじめ対策委員会」で随時受け付けます。

6 いじめの相談・通報について

「いじめについて相談することや通報することは適切な行為であり、決して卑怯な行為ではない。いじめを受けて苦しんでいる児童を救うだけでなく、いじめを行っている児童をも救う行為である。」ということを学校教育活動全体を通して児童に伝えていきます。鎌足小学校では、いじめの相談・通報窓口を以下のように定めます。

- (1)児童の相談窓口=学級担任及びいじめ相談担当職員(養護教諭)※窓口として定めてありますが、全職員で対応します。
- (2) 保護者の方からの相談窓口=いじめ対策委員会(教頭)

※児童の相談窓口同様、全職員で対応します。

※連絡先=鎌足小学校 0438-52-2004

- (3) その他 (学校外の相談先)
 - ①24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310
 - ※24時間、365日受付。子供たちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう全国統一の電話番号を設定。このダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されます。
 - ②木更津市教育委員会学校教育課 0438-23-5264

7 いじめを認知した場合の対応について

いじめを認知した場合、「被害児童の安全を最優先に考える」「早期対応・早期解決」を2つの柱とし、以下のように対応します。

- (1) いじめ対策委員会(以下、対策委員会)を招集し、被害児童への聞き取りを行う 職員・場所・時間等を検討・決定。
 - ※被害児童が安心して話せるよう、また、話したことで被害児童が追い詰められたりすることがないよう、被害児童の保護を最優先に検討します。
- (2)被害児童から聞き取り調査。
 - ※被害児童の安全を約束したうえで、対策委員会によって決定した方法で聞き 取りを行います。
 - ※被害児童が何に苦しんでいるのかを児童の立場に立って聞き取ります。
 - ※被害児童が望んでいること・望んでいないことを確認します。
 - ※今後の対応について本人及び保護者に連絡することを確認します。
- (3)対策委員会において聞き取り内容を検討し、対応策の方針を決定。(被害児童からの聞き取り内容を整理し、加害児童・周辺児童への聞き取り調査を行う職員・ 場所・時間等を検討)
 - ※被害児童の安全に細心の注意を払い、被害児童の望みも考慮したうえで方針 を立てます。
- (4)被害児童からの聞き取り内容と現時点での方針を保護者に連絡。
 - ※保護者及び被害児童の意向を確認したうえで、原則として家庭訪問を行い、 現時点での本人からの聞き取り内容・対策委員会での方針を説明します。
 - ※保護者及び被害児童の意向に十分に配慮しながら、今後の方針についての確認をします。

- (5)対策委員会において保護者及び被害児童の意向を再確認のうえ、対応策を決定。
- (6)加害児童・周辺児童への聞き取り、被害児童の見守りを行う職員・場所・時間等 を検討・決定。

※聞き取りによって、被害児童が加害児童や周辺児童から不当な圧力を受ける ことがないよう慎重に方法を決定し、被害児童の見守りを継続的に行います。 ※聞き取りについては複数の職員で対応し、記録を保存します。

(7) 保護者及び被害児童への継続的な連絡・確認。

※対応の状況・被害児童の学校での様子等を定期的に連絡するとともに、家庭 での児童の様子を聞き取り、安全・安心の確保がされているか確認します。

8 加害児童及び周辺児童への指導と被害児童への配慮について

加害児童及び周辺児童への指導についても、被害児童の安全・安心を最優先に考えたうえで継続的な指導を行います。

(1)加害児童への指導

- ※加害児童一人一人と継続的に個人面談指導を行います。対策委員会によって 決定された複数の職員によって、被害児童の立場に立って考えることができ るようになることを指導の中心として対応します。
- ※いじめ防止対策推進法第二十五条および第二十六条を根拠とし、被害児童の 安全を最優先するための措置をとる場合があります。
 - ①校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。(第二十五条)
 - ②市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。(第二十六条)

(2) 周辺児童への指導

※周辺児童をグループに分けたうえで、面談指導を行います。加害児童への指導と同様に被害児童への配慮を指導の中心とします。

(3)被害児童への見守り体制の強化

※加害児童及び周辺児童への指導直後は、被害児童の緊張が高まることが予想 されるため、登下校や休み時間・清掃時間等の見守りを強化し、いつでも助 けを求めることができることを本人に伝えます。

(4)被害児童が安心して学習できる場所の提供と心のケア

※被害児童の精神的負担が大きく、学級での学習が難しい場合には、安心して 学習できる場所を設定し、学習権を保証します。また、必要に応じてスクー ルカウンセラーによるカウンセリングを要請します。

(5) 加害児童及び周辺児童の保護者に対する連絡及び協力依頼

※保護者に指導内容を連絡するとともに、児童の心のケアと成長を促すための助言を行い、学校と協力体制をとるよう依頼します。

★3か月が経過するまでいじめが解消したとはせず、経過観察を行い、見守り支援 をします。

9 重大事態の定義について

いじめにおける「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法において、以下のように定められています。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた 疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なく されている疑いがあると認められるとき。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査 に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等 その他の必要な情報を適切に提供するものとする。(第二十八条)

※重大事態の「疑い」があった場合や児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」 という連絡を受けた場合にも、原則として重大事態として対応します。

10 重大事態への対応について

重大事態が発生した場合には、原則として以下の手順により対応します。

- (1)対策委員会(外部専門機関を含む)を招集し情報の収集と事実の確認する。
 - ○最初に事実を確認した者(連絡を受けた者)は、教頭に連絡。
 - ○教頭は校長に報告すると同時に対策会議を招集。
 - ○校長は市教育委員会に報告し、支援チームを要請。
 - ○市教育委員会から教育長へ報告。教育長から市長へと報告。
 - ○状況によって校長もしくは木更津市教育委員会から木更津警察署へ連絡。
 - ※緊急時には、対策会議の速やかな招集のため、臨機応変に対応します。
- (2) 学校の設置者(木更津市)による調査主体の決定
 - ○いじめ防止対策推進法第二十八条を根拠とし、「学校が調査主体」となって 調査を進めるか、「学校の設置者が調査主体」となって調査を進めるかを決 定。
 - ※以下のような状況の場合には、「学校の設置者」が調査主体となります。
 - ①従前の経緯や事案の特性・いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを 踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の 防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合
 - ②学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合
- (3)決定された調査主体による事実関係を明確にするための調査の実施
 - ※この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、 誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童 生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対 応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行います。 因果関係の早急な特定ではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すること を目的とします。同時に、民事上・刑事上の責任追及やその他の争訟等への 対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置 者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図 ることが目的となります。
 - ※この調査のなかで行われた「聞き取り調査」及び「アンケート調査」は、被害を受けた児童やその保護者に提供する場合があります。その旨を説明したうえで実施します。

(4) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

- ○調査により明らかになった事実関係について、経過報告を含め、情報を適切 に提供します。
- ※提供される情報については、関係者の個人情報が多分に含まれる可能性が高いため、被害児童及び保護者の理解を得たうえで、情報提供者の安全に配慮し、慎重に進めていきます。

(5)調査結果の報告

- ○学校が調査主体となった場合は、市教育委員会に結果を報告。
- ○学校の設置者が調査主体となった場合は、市長に結果を報告。
- ※被害児童及びその保護者が希望する場合には、被害児童及びその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

(6)調査結果を踏まえた必要な措置

- ○上記「8 加害児童及び周辺児童への指導および被害児童への配慮について」 における対応を実施。
- ○状況に応じ関係諸機関に支援職員を要請し、重点的な支援の実施。
- ※木更津市教育委員会及び、まなび支援センターに支援職員の派遣を要請。
- ※千葉県教育庁南房総教育事務所に生徒指導専任指導主事の派遣を要請。
- ※千葉県教育庁南房総教育事務所にスーパーバイザーの派遣を要請。
- ※千葉県警察本部少年課少年センターにスクールサポーターの派遣を要請。

11 公表・点検・評価・改訂について

鎌足小学校いじめ防止対策基本方針(以下、いじめ防止対策基本方針)の公表・ 点検・評価について以下のように定めます。

(1) 公表

○いじめ防止対策基本方針を学校ホームページにて公開します。

(2) 点検・評価

- ○年度毎に、学校のいじめに対する取組を評価し、必要に応じていじめ防止対 策基本方針の見直しを検討します。
- ※児童・保護者 (PTA役員)・所属職員にアンケート調査を実施し、改善が必要な部分を確認します。
- ※学校評議員会にて評議員による点検・評価をお願いします。

(3) 改訂

- ○以下の場合に、いじめ防止対策基本方針の改訂を行います。
 - ①学校長により改訂の必要が認められた場合。
 - ②上記、点検・評価 において、必要が認められた場合。
 - ③文部科学省によって「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止対策推進法に関係する方針等」の改訂があった場合。
 - ④千葉県において「いじめ防止対策基本方針」が策定及び改訂された場合。
 - ⑤木更津市において「いじめ防止対策基本方針」が改訂された場合。